

特別養護老人ホーム長生園 料金表(1割負担)

令和6年8月改正

介護サービス費(A)

介護度	単価/日	30日計算
要介護1	¥670	¥20,100
要介護2	¥740	¥22,200
要介護3	¥815	¥24,450
要介護4	¥886	¥26,580
要介護5	¥955	¥28,650

体制加算(B)

加算名	単価/日	30日計算
日常生活継続支援加算Ⅱ	¥46	¥1,380
看護体制加算Ⅰ 2	¥4	¥120
看護体制加算Ⅱ 2	¥8	¥240
栄養マネジメント強化加算	¥11	¥330
科学的介護推進体制加算Ⅱ		¥50
安全対策体制加算(入所日のみ)		¥20
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	(A+B+C)×14.0%	

個別加算(C) 利用者様の状態等に応じた加算となります。

加算名	単価/日	30日計算
入院外泊加算(ひと月に6日)	¥246	¥246/日
初期加算	¥30	¥900
看取り介護加算	¥72~ 1,280	¥72~ 1,280/日
特別通院送迎加算		¥594/月

高額介護サービス費について

1か月に支払った負担額(A+B+C)が下記の上限額を越えたときは、高額介護サービス費として超えた分が後日、市町村より払い戻されます。

負担区分	上限額(月額)
生活保護受給者	世帯 ¥15,000
前年の公的年金等収入金額+他合計所得金額合計80万円以下	個人 ¥15,000
	世帯 ¥24,600
世帯全員が市町村民税非課税	世帯 ¥24,600
年収約770万円未満	世帯 ¥44,400
年収約770~1,160万円未満	世帯 ¥93,000
年収約1,160万円以上	世帯 ¥140,100

※非課税年金は含みません

高額介護サービス費の支給対象となった場合、通常、お住まいの自治体から支給申請書が送られてきます。必要事項を記入し、役所などへ郵送または持参して下さい。申請が受理されると「支給決定通知書」が届き、申請時に指定した口座へ振り込みが行われます。1度申請を行えば、その後の該当した月分においても初回申請時に指定した口座に自動的に振り込まれます。

- ※ 利用料については、負担割合証に提示された割合による利用者負担額となります。
- ※ 利用者の要望に応じて特別なサービスを提供した場合は、同意を得て別途に徴収する場合があります。
- ※ 加算については、体制により、(B)及び(C)の加算の他にも算定する場合があります。

居住費・食費

()内は30日計算

所得の状況		預貯金等の資産の状況		負担段階	食費	居住費
生活保護の受給者		要件なし		1段階	¥300 (¥9,000)	¥880 (¥26,400)
住 世 民 帯 税 員 非 全 課 税 が	老齢福祉年金受給者	単身	1,000万円以下			
	前年の合計所得金額+公的年金等の収入額が80万円以下	夫婦	2,000万円以下			
		前年の合計所得金額+公的年金等の収入額が80万円超120万円以下	単身	650万円以下		
	夫婦		1,650万円以下			
	前年の合計所得金額+公的年金等の収入額が120万円超	単身	550万円以下			
		夫婦	1,550万円以下			
上記以外(負担限度額なし)				3段階②	¥1,360 (¥40,800)	¥1,370 (¥41,100)
				4段階	¥1,445 (¥43,350)	¥2,066 (¥61,980)

- ※世帯分離している配偶者が住民税課税であれば4段階となります。
- ※年金には遺族年金及び障害年金といった非課税年金の額も含まれます。
- ※入院時には5週目より退院されるまでの期間に居住費2,066円をお支払いいただきます。